

第9章 ソフト方策の展開

国の基本方針において、国民の責務としての「心のバリアフリー」について次のように記述されています。

「高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民一人一人の理解と協力が不可欠である。

したがって、国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、視覚障害者用誘導ブロックへの駐輪、身体障害者用駐車スペースへの駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが重要である。」

バリアフリーのハード事業を進めると同時に、市民自ら、また市民相互間による高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保のために必要なソフト事業を展開し、ハード事業の取り組みの効果をより高めていきます。

1.本市が進めるバリアフリーのソフト施策

ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人もない人も同じように生活し活動する社会にするため、バリアフリーに関するシンポジウムや講演会、体験バリアフリー教室等を開催し、障がいに対する正しい理解と認識を深める広報啓発を図ります。（社会福祉課・障害福祉課・学校教育課）

また、本市においてはこれらの理解と認識を深めるために、職員に対してバリアフリー研修を実施していきます。（社会福祉課・障害福祉課・職員課）

2.施設管理者が進めるソフト施策

市民によるタウンウォッチング等の結果から、様々なソフトな対応が求められていることがわかりました。そこで、次のような取り組みを行います。

①歩行者、車イス、自転車・バイクの交通マナーの厳守

現状と課題	取り組み内容
歩行者専用道路においては歩行者と自転車とのぶつかりが生じる等、安心して歩道を往来できない	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の走行指導等を行う 啓発用看板を適切に設置する

②適正な駐輪の徹底

現状と課題	取り組み内容
誘導ブロック上に駐輪されており、歩行に支障をきたしている	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者による駐輪スペースの管理を行う 啓発用看板の設置を行う

③車イス対応駐車場への一般車利用の禁止

現状と課題	取り組み内容
各施設の車イス対応駐車場に一般車が駐車していることがある	<ul style="list-style-type: none"> 啓発用看板の設置を行う

④まちや施設のわかりやすい案内表示

現状と課題	取り組み内容
必要な箇所に案内がなく、また案内表示が統一されていないためわかりにくい	<ul style="list-style-type: none"> 適切な位置にわかりやすい案内表示を行う 統一案内表示（ピクトグラム）の検討を行う  <p>(交通エコロジー・モビリティー財団及びJIS化による標準案内用図記号)</p>

⑤コミュニケーションツールの活用（耳マーク、コミュニケーションボードの普及）

現状と課題	取り組み内容
知的障がい者や精神障がい者が求めるバリアフリーとは、ソフト面の方策によって解決の方向を見出していける場合が多く、早急な取り組みが求められている	<ul style="list-style-type: none"> ・耳マーク及びコミュニケーションボードの設置を推進する。   <p>(社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)</p>

⑥妊産婦・ベビーカー使用者への対応

現状と課題	取り組み内容
妊産婦やベビーカー使用者は鉄道・バス等の利用が少なく、公共交通利用を促進させる工夫が必要となっている	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティマークの理解と認識を深める広報活動を行う。 ・ベビーカーマークの貼付を推進する。   <p>(厚生労働省) (京阪京都交通(株))</p>

⑦商品陳列の適正化

現状と課題	取り組み内容
通路等に商品を陳列している場合があり、車イスの通行にはバリアとなる	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に通行できる通路を確保する